

安全対策基礎データ

キルギス

● 犯罪発生状況、防犯対策

1 キルギス国内における犯罪発生件数は、統計上では年間約3万件とされています。しかし、日常的に殺人や強盗といった凶悪犯罪が発生しており、実際には届出がなされていない事件も多く発生しているものと考えられます。

治安当局は、現在、外国人をターゲットとした犯罪組織は確認されていないとしていますが、外国人が凶悪犯罪の被害者となるケースも多々見られ、特に公共交通機関やバザールでのスリ、路上での強盗や置き引き、官憲による賄賂の要求、身代金目的等による誘拐など、金品を目的とした犯罪等に日本人が巻き込まれる可能性は高く、十分に注意する必要があります。

2 日本人の犯罪被害でよく見られる事案は次のとおりです。

(1) 強盗

○深夜、宿泊所前の路上において、後ろから追いかけてきた3人組の男に拳銃のようなものを突きつけられ、現金やデジタルカメラを強奪される。(2013年)

○夕刻、宿泊所前の路上において後方から3~4人組の男に鈍器で殴打され、現金、パスポート、デジタル機器等を強奪される。(2014年)

○深夜、自宅アパート前において、男女3人組から声をかけられ、肩に掛けていたカバンの強奪未遂に遭う。(2015年)

(2) 窃盗

(ア) バザール内

○夕方、ビシュケク市内のバザールを散策中、ショルダーバッグを開けられ、デジタルカメラを盗まれる。(2013年)

○夕方、ビシュケク市内のバザールで警察官から職務質問を受け、同バザール内の警察官詰所において所持品検査を受けた際、現金を抜き取られる。(2014年、2018年)

○夕方、ビシュケク市内のオシュバザールで買い物中、人混みの中で3~4名の男がぶつかってきて、肩からかけていたポーチを開けられ、財布を盗まれる。(2018年) ※類似事案連続4件発生。

(イ) その他市内

○夕方~夜、ビシュケク市内バスターミナル内で警察官から職務質問を受け、同ターミナル内の警察官詰所内において所持品検査を受けた際、現金を抜き取られる。(2013年、2017年)

○午前中、ビシュケク市内中心部の公園で飲食していた際、ポケット内にいれてあった財布と旅券をひったくられる。(2015年)

○夕方、バスで移動中に背負っていたバックパックのファスナーを開けられ、現金やクレジットカードを盗まれる。(2017年)

3 キルギスでは、犯罪等の被害に遭わないために次のことに注意してください。

(1) 一般的防犯対策（安全対策3原則）

ア. 服装、所持品、アクセサリなど、必要以上に華美なものを避ける。【目立たない】

イ. 女性は、夏場の服装に注意する（過度に肌を露出させない）。【目立たない】

ウ. 銀行や両替所の周辺路上において、むやみに財布や現金を取り出さない。一度に高額紙幣を両替しない。バザールやバスターミナル等で高額紙幣を使用しない。【目立たない】

エ. できる限り単独行動を避け、キルギス語またはロシア語を理解し、信頼の置ける人と行動を共にする。見知らぬ人には、絶対についていかない。【用心を怠らない】

オ. デモや集会が行われている場所には、絶対に近づかない。屋外においてデモ隊と遭遇した場合、直ちにその場から離れる。【用心を怠らない】

カ. 夜間、いかがわしい場所、暗がりや人通りの少ない場所など、一般的に危険とされる場所や危険とを感じる場所に近づかない。深夜、24時間営業の飲食店への入店を避ける（※昨年、ビシュケク市内中心部で発砲事件発生）。【用心を怠らない】

キ. ホテル、自宅、車両等の施錠を必ず確認する。来訪者がある場合、相手を必ず確認する。【用心を怠らない】

ク. バスや乗り合いタクシー（マルシュルートカ）の中、バザール、バスターミナル等の人混みでは、スリ被害に遭わないよう、手荷物を常に確認できる位置（体の前面）に持って、気を配る。【用心を怠らない】

ケ. 通勤・通学、買い物の際、道順や時間帯がパターン化しないよう注意する。できる限り行動様式をランダムにすることが望ましい。【行動を予知されない】

(2) 外出・帰宅時の防犯対策

外出前に、玄関ドアの覗き窓から外の安全を十分に確かめること、帰宅時は、自分の後を付けてくる者がいないか、また階段やエレベーター付近に潜んでいる者がいないかなどを確認することが大切です。

キルギスでは、2017年1月末に「行政責任に関するキルギス共和国の法律」が施行され、公共の場（路上、スタジアム、公園、マンションの中庭、公共交通機関内、その他公共の場所等）における飲酒が禁止されました。同法に違反した場合、最大1000ソムの罰金を科されますので、十分に注意を払ってください。

4 官憲等（偽の警察官を含む）による賄賂要求、窃盗事案

(1) 事案概要

キルギスでは、官憲等（偽の警察官を含む）による現金抜き取りや賄賂要求といったトラブルが多く、特に最近では、バザール、バスターミナル等の人が多く集まる場所において、旅券の確認を口実に職務質問を行い、所持品検査時に財布等から現金を抜き取るといった事案が頻発しています。なお、キルギスでは法令により、警察官等が所持品検査を行う際には、複数人で行うことが義務づけられています。単独行動をしている警察官に所持品検査を求められた際は注意してください。

また、私服警察官から職務質問を受けることもありますので、このような場合には、必ず相手方に身分証を提示させて内容を確認してください。過去には、身分証の提示を受けたものの、偽警察官だと思って逃げ出したために、警察署へ連行されたケースもあります。

(2) トラブル防止対策

官憲等によるトラブルを防止するため、次のことに注意してください。

ア. カメラを首から下げる等、一見して外国人旅行者等と分かる格好は避ける。また、無用に人が大勢集まる場所（バザール、バスターミナル等）に近づかない。

イ. 滞在中は必ず旅券を携帯する（コピーは原則不可）。査証取得のため、他国の大使館に預ける場合は、必ず預かり証の交付を受ける。

ウ. 警察官らしき人物から声をかけられた時は、まず、相手方に身分証明書の提示を求め、本物の警察官か否かを確認する。

エ. 相手方の要求等が不当であると感じた場合は、安易にこれを受け入れない。この場合、いたずらに相手方を刺激することなく、必要に応じて在キルギス日本国大使館への連絡を要請する。

オ. 緊急時は、大声を出して周囲の人に助けを求める。

5 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

ア. キルギスでは交通インフラの整備が著しく遅れています。首都ビシュケク市内の道路でも、横断歩道やセンターライン等の白線が消えかかって判別しづらいほか、至るところに陥没した道路、蓋の外れたマンホール、工事現場の穴等が放置されている状況にあり、車両、歩行者ともに通行に際しては十分な注意が必要です。

イ. スピード違反、信号無視、無理な追い越しや割り込みなど自動車の運転マナーは劣悪であり、また、歩行者についても、ところ構わず道路を横断しようとするため、交通事故が頻発しています。死亡事故の発生率も高いので、十分に注意が必要です。実質的に車両優先社会であるため、道路を横断する場合等は、仮に信号が青であっても、周囲の安全を必ず確認してください。

ウ. 冬季は、積雪や路面凍結により、スノータイヤを装着していても滑ることが多く、運転には十分な注意を要します。また、キルギスでは、凍結した道路をノーマルタイヤやオールシーズンタイヤのまま走り続けている車両も多く、歩行者、運転者とも、周りの車

に十分気をつける必要があります。さらに、冬季は日照時間が少なく、朝晩の通勤時間帯は暗いため、道路を横断する際には確実に安全確認してください。

(2) 事故対策

ア. キルギスでは、自動車保険の加入率は極めて低く、事故の相手方が保険未加入のため、支払い能力がない場合が殆どです。車両を運転する方は、万一来に備え、自動車保険に加入しておくことを強くお勧めします。

イ. 交通事故の当事者となった場合は、直ちに交通警察（グーオーペーデー、旧称ガイー）に通報し、事故現場への臨場を要請する必要があります。車両の運転者は、警察官による現場検証が終了するまで、事故当時の状態のまま動かすことはできませんので、この点につき特に注意が必要です。負傷者がいる場合は、救急車を要請するとともに、救護に当たる必要があります。なお、両当事者の車両は、交通事故の処理が全て終了するまで（示談により解決など）事故発生場所を管轄する交通警察に保管されます。車両を引き取る際、保管された日数分の保管料を支払うことになります。

ウ. 交通事故発生時は、後の司法手続きや自動車保険手続き等に備えて、下記の事項について確実に記録しておく必要があります。

- 発生日時及び場所

- 相手方当事者の氏名、職業、住所、連絡先（自宅及び勤務先）、車種、車両のナンバー及び進行経路

- 事故目撃者の氏名、連絡先

- 現場検証を実施した交通警察官の所属、氏名等

特に、相手側が信号無視であった場合等には、それを証言してくれる目撃者を複数人確保する等、自己の正当性を担保しておく必要があります。

また、可能な限り現場の状況、双方の車両破損状況等を写真撮影しておくこと、早期に保険会社に連絡して鑑定人の臨場を要請することをお勧めします。

6 テロ・誘拐対策

キルギスでは、2016年8月30日の中国大使館における車両を使用した自爆テロ以降、大規模なテロ事件は発生していませんが、2017年以降、キルギス国内でテロ企図者が多数逮捕されており、軍用小銃、手榴弾、爆発物等が押収される事件が多発しています。2017年8月29日には、ビシュケク市郊外において警察官の検問を突破した武装テロリストと治安機関との間で銃撃戦となり、テロリスト2名が射殺される事件が発生しています。また、1999年、南部山岳地帯において、イスラム過激派組織による国際協力事業団（当時）派遣の邦人鉱山技師4名の誘拐事件が発生しています。同事件以降、日本人を被害者とする誘拐事件は発生していませんが、不測の事態に備えて今後も十分な注意が必要です。

このような状況を十分に認識し、テロ・誘拐に巻き込まれることがないように、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安

全対策を講じるよう心がけてください。

● 査証, 出入国審査等

(手続きや規則に関する最新の情報については, 駐日キルギス共和国大使館(電話: 03-6453-8277)等に確認してください。)

1 査証及び滞在登録について

(1) キルギスの査証の種類

キルギスには査証が 13 種類(※1)あります。日本人はキルギスへ入国する際, 滞在期間が 60 日以内であれば査証は不要ですが, 60 日を越える場合は, 駐日キルギス共和国大使館等で予めいずれかの査証の発給を受ける必要があります。

(※1) 外交, 公用, 投資, 労働, 教育(留学), ビジネス, 運転手, 個人(親族・知人訪問, キルギス人との婚姻登録, 難民申請など), 観光, 宗教, 家族, トランジット, 出国

(2) 入国査証と滞在査証

キルギスには入国するための査証と入国後に滞在するための査証があります。入国査証は, 「出国」を除く上記のいずれかのうち適切な種類が発給されます。通常, 入国査証の滞在期間は 90 日以内のものが多いため注意が必要です。入国査証の滞在期間を越えてキルギスに滞在する方は, 同査証の期限が切れる前に滞在査証を申請する必要があります。この場合, 査証の種類を変更するか, あるいは延長する必要がありますが, 延長可能な査証は 6 種類(※2)に限られています。

なお, 「査証なし」で入国された方は, キルギス滞在中に査証を申請することができません。一度国外に出国(日本あるいは隣国)して, 必要な入国査証を取得してからキルギスに再入国し, その後, 滞在査証を申請する必要があります。

「労働」の入国査証で入国し, 「労働」の滞在査証を申請する場合, 入国後に当地入国管理局宛に「労働許可証」を申請, 取得する必要がありますのでご注意ください。

(※2) 外交, 公用, 労働, 教育(留学), 個人(キルギス人との婚姻登録, 難民申請), 家族

(3) 査証の有効期限

査証の有効期限を越えてキルギスに滞在した場合(査証なしで入国後, 60 日を越えた場合を含む), 罰金の対象となります。罰金の支払いのほか, 所定の手続きを行わなければキルギスから出国できませんので, ご注意ください。

(4) 滞在登録について

キルギスに 60 日を越えて滞在する方は, 入国後 5 日以内(5 労働日)に滞在登録を実施する必要があります。同登録は, 滞在地を管轄する国家登録庁附属住民・戸籍簿登録局において実施してください。

2 出入国時の注意事項

(1) 現金等の持ち出し、持ち込み

外貨の持ち出し及び持ち込みにつき、総額が10,000米ドル相当額以上は申告書（ロシア語又は英語）の提出が必要となります。また、持ち込み及び持ち出しの制限は、アルコール2リットル、たばこ200本まで等があります。

(2) その他禁止されている物

持ち込み及び持ち出しが禁止されている品物としては、武器及び弾薬、爆発物、麻薬及び向精神薬（吸引器具を含む）、毒劇物のほか、キルギスの政治的・経済的利益、国家の安全、社会的秩序、国民の健康及び公序良俗に影響を与えるおそれのある出版物、絵画等、その他、国際的な取り決め及び国内法で輸出入が禁止された品物などがあります。

3 キルギスでは各種法律や制度等が頻繁に変更される上、変更内容が関係機関全てに周知徹底されていない場合が多いため、出入国時等において、空港職員や国境警備隊員との間で若干のトラブルが発生する可能性があります。

また、空港職員や国境警備隊員は、ロシア語又はキルギス語以外の言語をほとんど理解しませんので注意が必要です。

● 滞在時の留意事項

1 外国査証取得時の注意事項

キルギス滞在中に、同国に所在する各国大使館等にて外国査証の申請を行う場合、国によっては、旅行者等の短期滞在者からの申請を受け付けていない場合がありますので、ご注意ください。

2 両替所では米ドル、ユーロ等の現地通貨への交換が可能です。日本円からの両替、及びトラベラーズチェックの使用はできません。あらかじめ必要な額の米ドル、ユーロ等を用意しておく必要があります。

3 大統領府等の政府施設、軍事・治安関係施設、国境地帯及び空港等における写真撮影は厳に禁止されています。実際に写真撮影を理由として身柄拘束された事案も発生しています。また、無用のトラブルを避けるためにも、軍関係者、警察官、国境警備隊員等は撮影しないこと、市場や街頭などにおいても相手方等が拒否の態度を示した場合は直ちに撮影を中止することが重要です。

4 現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく在キルギス日本国大使館に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、又は日本への帰国や他国に転居する（一時的な旅行を除く）際には、

必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム（オンライン在留届、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、在キルギス日本国大使館まで送付してください。

5 在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方（海外旅行者・出張者を含む）は、「たびレジ」への登録をお願いします（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>）。「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報などを日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、キルギスで事件や事故、自然災害等が発生した際に、在キルギス日本国大使館が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

● 風俗、習慣、健康等

1 夏季は、気温の上昇に伴い食中毒が増加します。街頭で販売される飲み物、アイスクリーム、ハンバーガー、骨付きの鶏肉等は、衛生管理が不十分なものが多いので注意が必要です。また、例年、夏季にはキノコによる食中毒が発生し、死者が出る場合もあります。なお、スーパー等で販売している商品が傷んでいる場合もありますので、購入の際は十分な注意が必要です。

2 トルコからキルギスを経てインドに至る地域は「炭疽ベルト」と呼ばれています。炭疽は、感染した動物の毛皮や肉に触れることでヒトにも感染します。肉を食べる際は、十分に火や熱が通っていることを確認してから食べる必要があります。

3 ホテルや住居の水道水は、石灰質の成分を多く含んでいるため、歯磨き程度であれば問題ありませんが、煮沸したものを飲用するか、市販のミネラルウォーターを飲用することをお勧めします。

4 衛生的にも技術的にも、十分な水準にある医療施設は極めて少ない状況にあります。短期の滞在予定であっても、緊急移送サービス（日本まで搬送する場合、上限1,000万円程度では大幅に不足するため、無制限が望ましい）の付加された十分な補償内容の海外旅行保険に加入しておくことをお勧めします。また、風邪薬、胃腸薬、下痢止め等の医薬品は、日本から持参する必要があります。

5 医務官情報

「世界の医療事情」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/europe/kyrgyz.html>）に

において、キルギス国内の衛生・医療事情等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

その他、必要な予防接種等については、以下の厚生労働省検疫所ホームページを参考にしてください。

◎感染症情報 (<http://www.forth.go.jp/>)

● 緊急時の連絡先

◎消防：電話 101

◎警察：電話 102

◎救急：電話 103

◎在キルギス共和国日本国大使館：電話（市外局番 312）-300050, 300051

※ 在留邦人向け安全の手引き

在キルギス日本国大使館が在留邦人向けに作成した「安全の手引き」(<https://www.kg.emb-japan.go.jp/information/anzen-tebiki2018.pdf>)も御参照ください。

(問い合わせ先)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(外務省代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）(内線) 2853

○領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）(内線) 3047

○領事局政策課（感染症関連）(内線) 5367

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○ 在キルギス日本国大使館

住所：16, Razzakova St, Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話：(市外局番 312) 300050 又は 300051

国外からは(国番号 996) 312-300050 又は 300051

ファックス：(市外局番 312) 300052

国外からは(国番号 996) 312-300052

ホームページ <https://www.kg.emb-japan.go.jp/>